○職員の臨時的任用に関する規則

令和３年２月４日

規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の３第４項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第２条　組合長は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

（１）　災害その他重大な事故のため、地方公務員法第１７条第１項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

（２）　臨時的任用を行う日から１年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

（臨時的任用の期間の更新）

第３条　臨時的任用の期間は、６月を超えない期間で更新することができる。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、職員の臨時的任用に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。